

お客さま各位

たちばな信用金庫

カードローン契約規定改定のお知らせ

たちばな信用金庫（本部：長崎県諫早市小川町、理事長：塚元哲也）は、カードローン契約規定の一部を下記の通り、改定させていただきます。

同規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

記

1. 改定する商品

信金ギャランティ株式会社保証付カードローン

商品名：「スーパーきゃっするカードローン」

2. 改定日

2023年4月3日（月）

3. 改定内容

(1) 新規貸越期限

変更前	変更後
新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。	新規貸越期限は、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。

(2) 新規貸越の停止

変更前	変更後
借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 (略)	借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 (略) ④借主が死亡したとき。(追加)

(3) 期限前の全額返済義務

変更前	変更後
借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (略) ⑥ 借主に相続の開始があったとき。	借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (略) (削除)